

# 須恵町コミュニティバスのダイヤを改正します

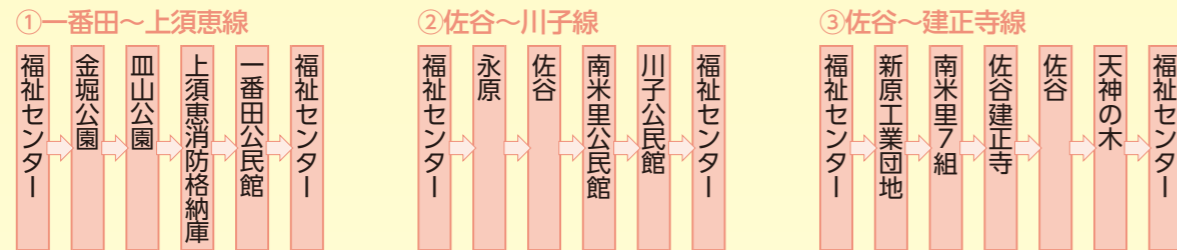


## 【改正のポイント】

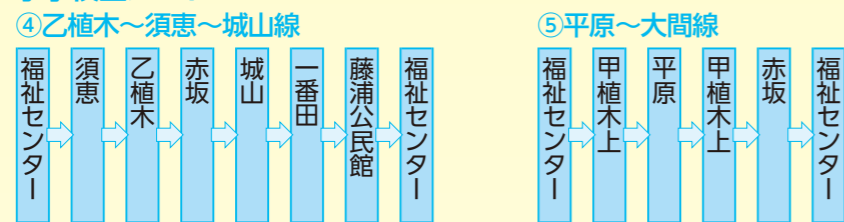
- ①小学校区(第一小学校区・第二小学校区・第三小学校区)を基本としたバス路線に変更します。
- ②新たにバスを2台増やし、各路線の便数を増やします。
- ③バス停を増やし、利便性の向上を図ります。

## バス路線のご紹介 ※記載されているバス停は代表的なバス停です

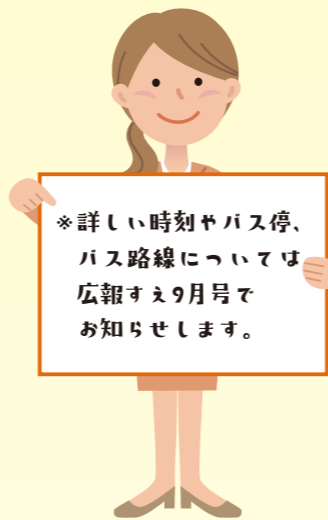
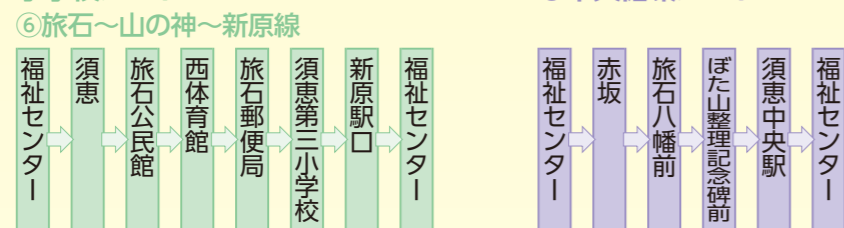
### ●第一小学校区ルート



### ●第二小学校区ルート



### ●第三小学校区ルート



## 新しいバスのご紹介



新しい仲間が増えました。よろしくお願ひします



問い合わせ先 まちづくり課 ☎ 932-1153(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線344)

## 介護保険に関するお知らせ

# 食費・居住費の負担限度額の見直しについて

介護保険法関係法令の改正により、8月1日(日)から、市町村民税世帯非課税で介護保険施設に入所の方やショートステイ利用の人の食費・居住費の助成制度(補足給付)が一部変わります。

### ①認定要件である預貯金額が変わります。

	7月まで	見直し後(8月～)
年金収入など ※80万円以下(第2段階)	単身1,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入など 80万円超120万円以下(第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入など 120万円超(第3段階②)	夫婦2,000万円	単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金収入額(非課税年金を含む)+その他の合計所得金額

### ②食費(日額)の負担限度額が変わります。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	見直し後(8月～)	7月まで	見直し後(8月～)
年金収入など ※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入など 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入など 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※居住費の負担限度額に変更はありません。

# 高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、一定年収以上の高所得者(本人または同一世帯に課税所得380万円(年収約770万円)以上の65歳以上の人がいる場合)は、月々の負担の上限額が引き上げられることになりました。11月振り込み分(8月利用分)の「高額介護(予防)サービス費」払い戻しから、反映されます。

問い合わせ先 福祉課 高齢者福祉係 ☎ 932-1493(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線125)  
福岡県介護保険広域連合 事業課給付係 ☎ 981-9073